

令和 8 年度
水質検査計画



南大隅町 建設課

～ 目 次 ～

■はじめに	1
1..水質検査に関する基本方針	2
2..水道事業の概要	3
3..水源及び水道水の水質状況	5
4..定期の水質検査	7
5..臨時の水質検査	15
6..水質検査の方法及び委託の内容	16
7..検査結果の評価	17
8..検査計画の見直し	19
9..検査の精度と信頼性保証	20
10..関係者との連携（緊急時を含む）.....	21
11..水質検査計画および検査結果の公表方法.....	22

別表1 水質基準項目と検査頻度・及び省略の基準

別表2 令和8年度に水質検査を行う項目と頻度（浄水）

別表3 令和8年度に水質検査を行う項目と頻度（原水）

■はじめに

水質検査は、利用者のみなさまに安全な水を供給するために不可欠であり、水質管理を徹底する上で最も重要なものです。近年における水道環境は、新たな化学物質の問題など、その対策は全国的にも急務とされ、各事業者が抱える問題も多種多様であるといえます。

そういった背景の中、利用者のみなさまに、より安心して水道をお使いいただけるように、南大隅町においても令和8年度の「水質検査計画」を作成し、地域の水質状況を考慮した水質管理体制の構築を目指しております。この「水質検査計画」においては、安心して水道をお使いいただくために「どこで」「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」検査を行うべきかということを検討しており、また、その前提となる現在の水道における水質状況や水質管理上の問題点なども明らかにしています。

安全で良質な水道水を供給するためには、徹底した水質管理を行う必要があることはいうまでもありません。その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要であり、そのコストは利用者のみなさまから頂く水道料金によってまかなわれています。水道料金を抑えながら、安全で安心な水をご使用いただくためには、水質検査を的確に行い、適切な水質管理を行うことが重要です。この水質検査計画において、本町の抱える水質管理上の問題点をご理解いただいたうえで、地域の水質管理を一緒に考え、行動していただければ幸いです。

南大隅町は次年度以降も水質の状況変化に応じた水質検査計画の見直しを行い、利用者のみなさまに、より一層安全で安心な水を供給することに努めてまいります。

1. 水質検査に関する基本方針

水質検査を行うにあたって、合理的な効率化を図り、安全性を確保しつつ、コストの低減に努めます。「水質基準に関する省令」に定められている基準項目におきましても、地域や水源の特性、水源周辺環境、過去の検査結果を検討のうえ、検査頻度の低減を行います。

また、水質管理目標設定項目につきましても、各地域での農薬等の使用実態を踏まえ、変動を監視すべき項目について検査を行うかを検討します。

さらに、原水の水質検査につきましても、水道事業における水質管理の基本であるとともに、その水質変動は、今後の水源保全の基礎データともなるため、原則、年次変化を把握できるよう定期的に行います。

水質検査の実施箇所及び頻度につきましても、検査項目同様にコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点と頻度を選定します。

その他、水質検査の実施にあたっては、検査及びその結果に伴う対症的措置のみを意識するのではなく、水質管理の観点から専門機関や関係各位との継続的な連携による水源汚染の予防措置を重視して、計画及び検査の実施を行っていくものとします。

- (1) 水質検査の対象は、原則として南大隅町内の各配水池から町内の給水栓に供給される水道水及びその原水とします。
- (2) 水道法で検査が義務付けられる各水系(配水池ごとに定めた水道水の系統)の水道水の他に、鋼管使用による蛇口からの鉛溶出の検査と、水質汚染を監視する目的で各水系の原水検査も行います。
- (3) 採水地点は、原則として各水系1箇所(原水、水道水とも)とします。
- (4) 検査項目は、各水系の水道水に関しては水道法により定められた項目を実施します。この他に、水質管理目標設定項目や、リスクレベルに応じて、指標菌及びクリプトスポリジウム等、原水の汚染の監視を目的とした検査も実施します。
- (5) 水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時水質検査を実施します。

2. 水道事業の概要

南大隅町水道事業の概要

南大隅町における水道事業は、地区ごとに地下水、湧水及び表流水により水源を確保しており、湧水の一部と全ての表流水においては急速ろ過または緩速ろ過を行い、全ての水源において配水前に次亜塩素酸ナトリウムにより消毒処理し、安心安全な水道水の給水を行っています。

根占地区におきましては、根占中央地区簡易水道事業が昭和35年創設認可を受け整備された後、随時、未普及地域の解消を図るために根占中央地区・花之木地区・横別府地区・辺田地区の4地区において簡易水道事業を実施してきました。

佐多地区におきましては、佐多中央地区簡易水道事業が昭和56年創設認可を受け整備された後、随時、未普及地域の解消を図り、佐多中央地区・大中尾地区・菖栄地区・郡地区・辺塚地区・島泊地区の6地区において簡易水道事業を実施してきましたが、平成31年度から、遠隔にある辺塚地区及び島泊地区を除く4地区（佐多中央地区・大中尾地区・菖栄地区・郡地区）の水源および浄水施設を統廃合して広範囲な施設管理の効率化を図り、新たに大中尾に佐多水源地の表流水を水源とする佐多浄水場を建設し、配水を開始しました。

そして、令和2年度より南大隅町における各簡易水道を事業統合して認可を受け、「南大隅町水道事業」として、水道を供給しています。

各施設の概要

給水地区名	水源名	配水施設名	給水開始年	計画給水人口	計画1日最大給水	浄水処理方法		
根占中央地区	北川内水源	上山配水池	S36年	3,380人	4,569m ³	塩素滅菌		
	針馬場水源					塩素滅菌		
	浦水源	南谷配水池				塩素滅菌		
花之木地区	花之木水源	野ヶ峯配水池	H15年	450人		塩素滅菌		
	馬洗河水源		S61年			塩素滅菌		
横別府地区	水枝谷水源	狐塚配水池	S63年	720人		塩素滅菌		
	菅渡水源	森之上配水池	S63年			塩素滅菌		
	大鹿倉水源	大鹿倉浄水場	H20年			PAC凝集・急速ろ過・塩素滅菌		
辺田地区	二川水源	二川配水池	S63年	440人		PAC凝集・急速ろ過・塩素滅菌		
	大川水源	大川浄水場	S63年			塩素滅菌		
佐多中央地区	佐多水源	佐多浄水場	H31年	1,910人	4,569m ³	PAC凝集 急速ろ過 塩素滅菌		
	大中尾第1水源 (予備)					塩素滅菌		
	四谷水源	四谷浄水場				緩速ろ過・塩素滅菌		
	大中尾第2水源	大中尾第2浄水場				緩速ろ過・塩素滅菌		
	勝地水源(休止中)	-				-		
	菅栄水源(休止中)	-				-		
辺塚地区	洞ヶ原水源	洞ヶ原浄水場	S63年			4,569m ³	緩速ろ過・塩素滅菌	
	熊之細水源	熊之細浄水場					緩速ろ過・塩素滅菌	
島泊地区	島泊第1水源	島泊浄水場	H3年				4,569m ³	緩速ろ過
	島泊第2水源							塩素滅菌

3. 水源及び水道水の水質状況

水源地で取水した水（以下「原水」と呼びます。）は、それぞれの浄水施設を経て水道水（以下「浄水」と呼びます。）となり、各ご家庭へと給水しています。

水源の状況	
施設名	水源種別
根占中央地区 北川内水源	湧水
根占中央地区 針馬場水源	深層地下水
根占中央地区 浦水源	湧水
花之木地区 花之木水源	深層地下水
花之木地区 馬洗河水源	深層地下水
横別府地区 水枝谷水源	湧水
横別府地区 菅渡水源	深層地下水
横別府地区 大鹿倉水源	表流水
辺田地区 二川水源	深層地下水
辺田地区 大川水源	深層地下水
佐多中央地区 佐多水源	表流水
佐多中央地区 大中尾第1水源（予備）	表流水
佐多中央地区 大中尾第2水源	表流水
佐多中央地区 洞ヶ原水源	表流水
佐多中央地区 熊之細水源	表流水
佐多中央地区 島泊第1水源	表流水
佐多中央地区 島泊第2水源	表流水
佐多中央地区 四谷水源	表流水
佐多中央地区 勝地水源（休止中）	表流水
佐多中央地区 菖栄水源（休止中）	表流水

本町の水道事業においては、地区ごとに水質が良好な地下水、湧水、表流水により水源が確保されています。

浄水方法は、すべての水源において、配水時に次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌処理を行っています。

なお、辺田地区二川浄水場、別府地区大鹿倉浄水場、佐多中央地区佐多浄水場では、前塩素処理、急速ろ過及びPAC凝集、辺塚地区洞ヶ原浄水場、熊之細浄水場及び島泊地区島泊浄水場では、沈殿池を介し緩速ろ過を行い、それぞれ配水に適した水を作り、良質な飲料水を確保しています。

これらは、水質基準を全て満たしており、安全・安心な水を供給しています。

4. 定期の水質検査

4. 1 水質基準

浄水の水質については、「水質基準に関する省令」によって供給できる基準が定められています。(別表1 水質基準項目と検査頻度・及び省略の基準 参照)

「水質基準に関する省令の一部改正(令和7年6月30日付)」に伴い、「PFOS及びPFOA」が「水質管理目標設定項目」から「水質基準項目」に格上げされることになりました。「PFOS及びPFOA」の基準値は、これまで目標値(暫定)としていた「0.00005 mg/L以下(PFOS・PFOAの合算値として)」をそのまま適用することとし、令和8年4月1日から施行されます。

基準は概略、「病原性微生物」と「化学物質」に関するもので分類されていて、以下のような考え方で設定されています。

4. 1. 1 病原性微生物に関する水質基準の考え方

① 一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。1mL中に100以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

② 大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便に由来とすることから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。100mL中に1つもないことが基準となっています。

4. 1. 2 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の10%を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

① 健康に影響のある項目(毒性等)

体重50kgの人が毎日2リットルの水を飲み続けた場合でも影響のない値(又は、影響が始まる値の10%)が1日の摂取量の上限



とされています。

この上限に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限の10%（消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低いため20%）が基準値として設定されています。

さらに、発がん性物質や影響が不確定な物質の場合は、上限自体を低く考えて、最終的にもとの上限の約1%が基準値となるよう設定されています。

② 生活利用上で困る項目（着色等）

色、濁り、臭いやその元となる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値が設定されています。

4. 2 浄水の検査

浄水の検査につきましては、水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査を規定している省令、以下「省令」と略します。）で定めるところにより、下記にて検査を行います。

4. 2. 1 水質検査項目と頻度

1) 毎日検査項目

給水されている水に異常がないことを確かめるため、1日1回、色、濁り、残留塩素の3項目の検査を行います。

- ・ 色、濁り：試験管に採水して、目視にて確認します。
- ・ 残留塩素：試験管に試薬を入れて採水後、着色度合いにより残留塩素濃度を測定します。（この項目を測ることで消毒が適切に行われているかを確認することが出来ます。）

2) 毎月検査項目

水道水の安全性を確保するためには、安全等に直接関わる項目については、より高い頻度での検査が望ましいところですが、検査頻度が高いほど負担していただく料金への影響も大きくなります。そこで、合理的な検査頻度での検査が必要となります。

長年にわたる全国的な実績から、毎月1回の検査で大きな問題は生じないことが経験則として言われており、省令もこの経験をもとに定められています。また、省令では、塩化物イオン、全有機炭素、pH値、味、臭気、色度、

濁度の7項目については、自動計測機等で連続的に測定を行う場合は検査頻度を減らせることになっています。

しかしながら、本町においては規模的にも連続測定を行う設備を持っていないため、検査頻度は減らさず、安全に直接関わる、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目については、毎月1回検査を行います。但し、藻類に起因する項目（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生が考えられる時期に、必要回数検査を行うこととします。

- ・ いずれの項目も詳細な検査を行うため、検査用の採水容器に採水後、水質検査機関に依頼して検査を行います。
- ・ 毎月検査項目は、病原性微生物の混入を疑わせる指標と考えられている項目で、毎日検査と毎月検査を的確に行うことで、水道水を原因とする病気等の感染を確実に防止するようにしています。

3) 3ヶ月に1回検査する項目

上記1) 2) 以外の項目については、病原性微生物のように短期的に危険に晒される項目ではなく、比較的長期間での摂取等が問題となります。このような項目について、近年の全国的な調査により、年4回(季節変動を考慮)以上の検査を行えば、毎月1回の検査と同等の結果が得られることが明らかになったため、省令に基づき、本町においても原則3ヶ月に1回検査を行います。

但し、消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目以外については原水に起因する項目なので、水源状況が安定している場合には大きな変動はありません。このため過去のデータで基準値を大きく下回っている場合は、水源状況の安定性を考慮した上で、省令に基づき、下記基準で検査回数を減らして効率的な水質検査を行うことが可能です。

- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合、検査頻度を3年に1回に低減することが可能です。
- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の20%以下の場合、検査頻度を1年に1回に低減することが可能です。

具体的には下記の頻度で水質検査を行います。

- ・ 消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目については、人為的要因であること及び、省令の規定により検査頻度は減らさず3ヶ月に1回とします。
- ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、省令の規定では検査頻度を減らすことが出来ますが、肥料や生活排水、工場排水の影響を受けやすいため、3ヶ月に1回検査を行います。
- ・ その他の項目については、水源状況の安定性を考慮した上で、省令の基準に基づき検査回数を減らして効率的な水質検査を行います。

(個々の検査項目と検査頻度については、別表2を参照してください。)

平成15年に改正された省令では、上記3)の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがない場合は、水源の状況に応じて検査を省略することが出来ます。しかし本町では、水道水の安全性をより確実にするため、検査を省略することが可能な項目についても年1回検査を実施します。

4. 2. 2 採水場所

- ・ 給水栓水（蛇口の水）を検査する採水地点とします。
- ・ 水源系統ごとの末端の蛇口の水を採水場所と設定し、各検査項目で異なった給水栓が選択されないように注意します。
- ・ 採水地点は表4. 2-1のとおりです。



表4. 2-1 採水地点一覧

地区	施設名	給水栓水（浄水）	原水
		採水地点	採水地点
根占中央	上山配水池	南大隅町役場本所	上山配水池
			針馬場水源
	南谷配水池	大浜中公民館	浦水源
花之木	野ヶ峯配水池	花之木集会施設	花之木水源
			馬洗河水源
横別府	狐塚配水池	水枝谷公民館	水枝谷水源
	森之上配水池	大柄根	菅渡水源
	大鹿倉浄水場	八重公民館	大鹿倉浄水場
辺田	二川浄水場	原公民館	二川水源
	大川配水池	大川墓地	大川水源
佐多中央	佐多浄水場	浮津公民館	佐多水源
		佐多伊座敷 5808-2（莒栄）	大中尾第1水源（予備）
	四谷浄水場	大泊海浜公園駐車場	四谷水源
		南大隅町役場佐多支所	
		浜尻コミュニティーセンター	
		馬籠消防詰所	
		古里公民館	
	大中尾第2 浄水場	大中尾消防詰所	大中尾第2 水源
	洞ヶ原浄水場	辺塚消防詰所	洞ヶ原水源
	熊之細浄水場	佐多辺塚 921	熊之細水源
島泊浄水場	島泊体育館	島泊第1水源	
		島泊第2水源	

4. 3 原水の検査と水質管理目標設定項目の検査

原水の検査については、水源状況の把握と変動傾向を監視するため、下記のとおり定期的な検査を行います。

4. 3. 1 原水の水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物及び味を除く40項目を年1回検査します。

(具体的な項目は別表1水質基準項目と検査頻度、及び省略の基準を参照して下さい)

原水の水質検査の頻度については、省令で定められていませんが、水道水質管理の上で最も重要な情報の一つであり、経年変化を把握するために年1回行います。

また、クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原微生物の検査とその指標となる指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の種別や過去の指標菌検出状況から、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判定します。

注) ○指標菌＝大腸菌、嫌気性芽胞菌

○クリプトスポリジウム等＝通常の塩素消毒で死滅しない耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウム、ジアルジア)

判定基準及び検査頻度については下記のとおりです。

表4. 3-1 判断基準

リスクレベル		汚染のおそれの判断		
		原水の種別	指標菌検出状況	
			検出	未検出
レベル1	汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水のみの水		○
レベル2	当面汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水以外の水		○
レベル3	汚染のおそれがある	地表水以外の水	○	
レベル4	汚染のおそれが高い	地表水	○	

地 表 水：河川表流水、ダム水、湖沼水等の、地表面に存在する陸水

被圧地下水：粘土層等の不透性の地層に挟まれた帯水層内に存在し、被圧されている地下水

表4. 3-2 施設整備

リスクレベル	施設整備
レベル3	・レベル4の整備、又は紫外線処理設備
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過）を整備し、ろ過池出口の濁度を0.1度以下で常時監視（高感度濁度計整備） ・又はろ過した後に紫外線処理（UV照射量の常時確認）

表 4. 3-3 検査頻度

リスクレベル	施設整備	検査項目	検査頻度
レベル 1	—	原水 40 項目検査 井戸内部の撮影	1 回／年 1 回／3 年
レベル 2	—	指標菌検査	1 回以上／3 ヶ月
レベル 3 レベル 4	施設整備中	クリプトスポリジウム等検査 指標菌検査	1 回以上／3 ヶ月 1 回以上／1 ヶ月
	整備済み	クリプトスポリジウム等検査 指標菌検査	1 回以上／年 1 回以上／年

各原水にレベル 1 からレベル 4 まで分類し、それぞれのレベルに合わせた項目、頻度で検査を行います。

しかし、水道水の安全性をより確実にするために、レベル 1 においてもレベル 2 の頻度で検査を行います。

さらに、クリプトスポリジウム等検査については、レベル 1、2 の場合でも年に 1 回検査を行います。

(原水の検査頻度につきましては、別表 3 を参照してください)

4. 3. 2 採水場所

各水源地を検査地点とし、各水源地の採水口を採水場所と設定します。

(採水地点は前出の表 4. 2-1 採水地点一覧を参照して下さい)

4. 3. 3 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目の検査については、将来にわたり水道水の安全の確保等を万全に期する見地から、必要に応じて検査を行うことを検討します。なお、農薬類については引き続き地域での使用状況を調査して、浄水で検出される可能性の高い項目を適切に選定することとします。

5. 臨時の水質検査

給水栓水で水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。以下がその要件です。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水地域及びその周辺において、消化器系感染症が流行したとき
- ④ 浄水過程に異常が起こったとき
- ⑤ 送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- ⑥ 原因不明の色、濁り、pH 値の異常、臭いなど水質に変化があるとき
- ⑦ 浄水施設等の新設後の通水開始前
- ⑧ その他特に必要があると認められたとき

また、蛇口での赤水、異臭味など利用者から苦情、水質相談があったときも必要に応じた水質検査を行います。

6. 水質検査の方法及び委託の内容

(1) 検査の方法

- ・ 水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）によること。
- ・ 遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）によること。
- ・ その他の検査を行う場合は、上水試験方法（日本水道協会）等によること。

(2) 委託の内容

1) 委託の範囲

- ① 具体的な検査項目、頻度
浄水については別表2、原水については別表3の検査項目及び検査頻度で行います。
- ② 試料の採取及び運搬方法
試料の採取については、当町で行い、運搬は水質検査機関が行います。
- ③ 臨時検査の取扱い
継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査は同一の水質検査機関に委託します。

2) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び環境省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道GLP、ISO9001等）取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査（以下「日常業務確認調査」という。）を実施し、水質検査機関の技術能力の把握を行います。

※ 令和8年度の水質検査については、上記の要件を満たした国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関に委託します。

7. 検査結果の評価

浄水は、52項目の水質基準項目をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められています。

(別表1 水質基準項目と検査頻度・及び省略の基準 参照)

水質検査の結果、もし基準値を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するために必要な措置を講じ、再検査を行うこととします。

7. 1 病原性微生物に関する項目の評価

水質基準項目のうち、一般細菌及び大腸菌の項目については、直接的に病原性微生物による汚染の可能性を示すものなので、基準値を超えている場合には、直ちに水質異常時として取り扱い、詳細確認の後、給水停止等の所定の処置を講じます。

また、塩化物イオンなどの毎月検査を行う残り7項目についても、病原性微生物との関連が深い指標であるため、検査結果が大きく変動した場合には、水質汚染の可能性を検討します。

7. 2 毒物に関する項目の評価

水銀とシアンについては、安全性を考慮して、検出された量が微量で、仮に長期にわたり摂取したとしても健康に影響しない値が基準値とされていますが、基準値を超過した場合には、詳細確認の後、所定の処置を講じます。

7. 3 健康に関する項目の評価

健康に関する項目(カドミウム、ヒ素、鉛など)については、長期的な影響を考慮して基準設定がなされていますが、明らかに基準値以上であった場合は、直ちに原因究明を行うとともに、低減化対策を講じます。基準値超過が継続するようである場合は、水質異常とみなして所定の処置を講じます。

7. 4 水の性状に関する項目の評価

性状に関する項目（亜鉛、マンガン、アルミニウム、ナトリウム、鉄など）については、洗濯物への着色など、利用者の生活活動への障害をおこす可能性があるため、基準値以上であった場合は、水質異常とみなして緊急対策等の所定の処置を講じます。

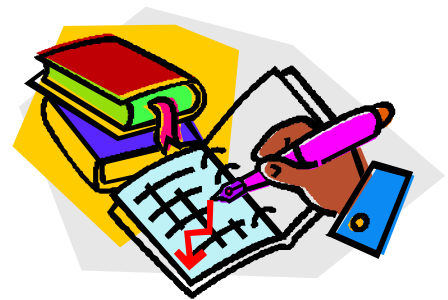
7. 5 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととします。また、給水区域内の自治会長等へ連絡するなど、状況の連絡周知に努めます。検査結果の内容により必要に応じて給水停止等の所定の処置を講じます。

8. 検査計画の見直し

水質検査の実施については、検査計画に従って行いますが、以下の場合は検査の計画を見直すものとします。

- ① 水源の変更（新規、増設等）を行った場合。
（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ② 処理方法について、追加又は削除等の変更（ろ過方法の導入や変更等）が生じた場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ③ 水源周辺に異常が確認された場合。
（水源水質の安全が確認できる計画に変更。）
- ④ その他検査計画の変更が必要と認めた場合。



9. 検査の精度と信頼性保証

本町においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、検査の精度と信頼性保証については、検査機関に対して下記事項を適切に確認することが重要となります。

9. 1 検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度（正確さ）を確保することが、重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・ 検査が可能な検査施設を有していること。
- ・ 知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5名以上であること。
- ・ 環境省の実施する外部精度管理の結果が良好であること。

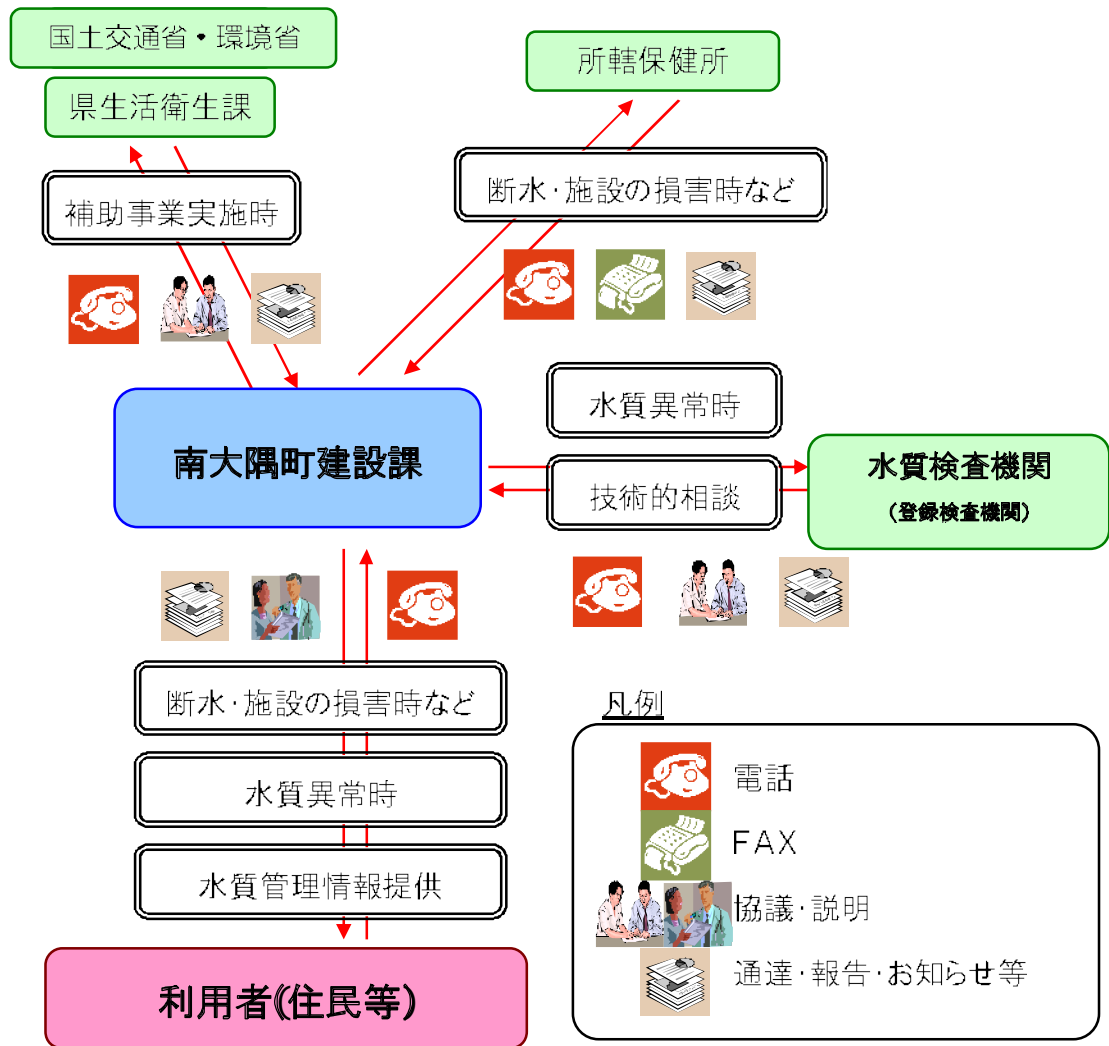
9. 2 信頼性保証

検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違い等、検査以外での工程（事務業務及び連絡業務等）についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ① 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
（水質検査部門管理者）
- ② 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。（信頼性確保部門管理者）
- ③ 信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）として、ISO 9001の認証を取得していること。
- ④ ISO 9001の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

10. 関係者との連携（緊急時を含む）

利用者（住民等）からの問合せ、自然災害又は水源での事故、水質に異常がみとめられる等、緊急時に各水道関係機関との連絡が必要になった場合、下記に示す内容・方法で行います。

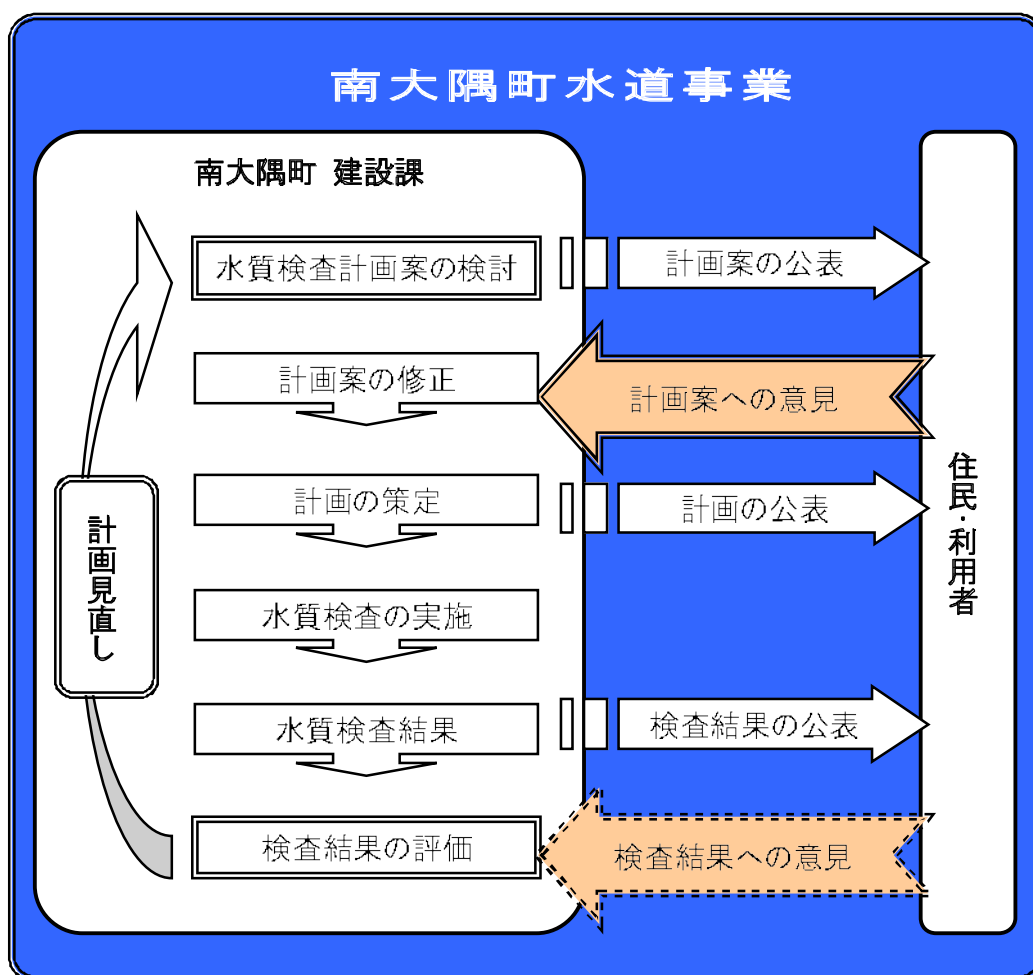


- ・水道水の事故が発生した場合、鹿児島県及び直轄保健所等と連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適正な対応に努めます。
- ・緊急時における検査については、水道水の安全を確保していくため、定期検査及び臨時検査と同一の水質検査機関に委託します。

11. 水質検査計画および検査結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために、南大隅町では水質検査計画と検査結果を建設課に備えるなどして、住民のみなさまにお知らせいたします。また、これらの事項につきまして、住民のみなさまからご意見を頂くことで、より各地域の水道にあった水質検査計画にすることが出来ると考えています。

次の世代にも安心して安定な水道を残していくために、みなさまのご協力をお願い致します。



別表1

水質基準項目と検査頻度・及び省略の基準

番号	項目	基準値	検査回数	検査回数の減	省略の可否	原水40項目
1	一般細菌	100/mL以下	概ね1月に1回以上	不可	不可	●
2	大腸菌	検出されないこと				●
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下				●
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			注3の通り	●
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				●
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		注1の通り	注4の通り	●
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			注3の通り	●
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下			注4の通り	●
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				●
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		不可	不可	●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				●
12	フッ素及びその化合物	0.3mg/L以下			注3の通り	●
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			注3の通り。(海水を原水とする場合不可。)	●
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下				●
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		注1の通り		●
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			注5の通り	●
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				●
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				●
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				●
20	PFOs及びPFOA	0.00005mg/L以下	概ね3月に1回以上	注2の通り	注6の通り	●
21	ベンゼン	0.01mg/L以下		注1の通り	注5の通り	●
22	塩素酸	0.6mg/L以下				—
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下				—
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		不可	不可	—
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下				—
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下				—
27	臭素酸	0.01mg/L以下		不可	注3の通り。(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	—
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下				—
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下				—
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			不可	—
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下				—
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下				—
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下				●
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			注4の通り	●
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				●
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		注1の通り		●
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下				●
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下			注3の通り	●
39	塩化物イオン	200mg/L以下	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。	不可	●
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	概ね3月に1回以上			●
41	蒸発残留物	500mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				●
43	ジオスミン	0.00001mg/L以下	概ね1月に1回以上(左記の事象を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであることと認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の周辺の水質とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであることと認められる場合、省略可。	●
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下				●
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●
46	フェノール類	0.005mg/L以下				●
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下				●
48	pH値	5.8以上～8.6以下				●
49	味	異常でないこと	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。	不可	—
50	臭気	異常でないこと				●
51	色度	5度以下				●
52	濁度	2度以下				●

- 注1** 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
- 注2** 簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を調査し、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間に於ける当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。
- 注3** 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであることと認められる場合、省略可。
- 注4** 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであることと認められる場合、省略可。
- 注5** 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであることと認められる場合、省略可。
- 注6** 水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであることと認められる場合、省略可。ただし、過去1年間に於ける当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

別表2

令和8年度に水質検査を行う項目と頻度(浄水)

水質検査表
令和8年度水質検査計画
南六郷町御占辺田 大川基地

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	判定	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	○	6検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0003	○	0.0003未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	○	0.00005未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
5	ヒレネ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	○	0.002未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004	○	0.004未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
9	亜鉛検査薬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	0.001未満 検査回数取らずことかできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	2.0未満 過去の最大値が検出限度の②以下のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)
11	硝酸検査薬及び亜硝酸検査薬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.01未満 過去の最大値が検出限度の②以下のため1年に1回以上の検査(水通法:1回/1年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	0.1未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	○	0.002未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	○	0.005未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	○	0.04未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
16	2,4-ジクロロベンジレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	0.02未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.01未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.01未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
20	トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	○	0.00005未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.01未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	0.02未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	○	0.003未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.01未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.01未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
28	総トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.01未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	○	0.002未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
30	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	○	0.002未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	○	0.003未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.008	○	0.008未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
33	亜硝酸及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	0.20未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	0.04未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	○	0.06未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	0.20未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	○	40.0未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	○	0.010未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	○	17.0検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	○	43検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水通法:1回/1年)
41	硫酸性物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	○	125検査回数の減不可のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)
42	還元性物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	0.04未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
43	ジェオキシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	0.000001未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.000002	○	0.000002未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	0.004未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	○	0.0010未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(100%)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○	0.3未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	○	7.0検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	○	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	○	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	○	0.5未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
52	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○	0.2未満 過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3~No.47」[mg/L]、「No.51~No.52」[度]、「No.2及びNo.48~No.50」[単位なし]」

水質検査表
令和8年度水質検査計画
南大瀬町柳占辺田 原公民館

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	判定	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	○	検査回数(検出)のため毎月検査(水通法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されない	検査回数(検出)のため毎月検査(水通法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0003未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
5	ヒレ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	検査回数(検出)のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	検査回数(検出)のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.10	過去の最大値が検出限度の②以下のため1年に1回の検査(水通法:1回/1年)	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.15未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
16	2,4-ジクロロベンジジメチルアミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
20	トリクロロフルオロメタン(FCF3)及びハルゲン化フルオロ炭素(PFOA)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02未満	検査回数(検出)のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
23	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
29	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
30	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
31	テトラフルオロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
32	テトラフルオロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003未満	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
33	亜硝酸態窒素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13.2	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23.2	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	過去の最大値が検出限度の②以下のため1年に1回の検査(水通法:1回/1年)	
41	硫酸根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	過去の最大値が検出限度の②以下のため1年に1回の検査(水通法:4回/1年)	
42	溶イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
43	ジエチルミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	過去の最大値が検出限度の②以下のため毎月検査(水通法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	検査回数(検出)のため毎月検査(水通法:毎月)	
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし 検査回数(検出)のため毎月検査(水通法:毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし 検査回数(検出)のため毎月検査(水通法:毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	過去の最大値が検出限度の②以下のため毎月検査(水通法:毎月)	
52	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	過去の最大値が検出限度の②以下のため毎月検査(水通法:毎月)	

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3~No.47」[mg/L]、「No.51~No.52」[度]、「No.2及びNo.48~No.50」[単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

南大瀬町根占山本 大浜中公民館

水道施設名

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	頻度(基準)	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	○	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されない	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0003未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00005未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	ヒレ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.002未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜鉛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.004未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	3.4未満	過去の最大値が検出限度の2以下のため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.11	過去の最大値が検出限度の2以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
13	トリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.1	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.005未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	2,4-ジクロロベンジレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.004未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.002未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	トリクロロフルオロメタン(Trichlorofluoromethane)及びトリフルオロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	0.000005	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.002	過去の最大値が検出限度の2以下のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	0.03	過去の最大値が検出限度の2以下のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001	過去の最大値が検出限度の2以下のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	0.03	過去の最大値が検出限度の2以下のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.003	過去の最大値が検出限度の2以下のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.003	過去の最大値が検出限度の2以下のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	0.009	過去の最大値が検出限度の2以下のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	0.008	過去の最大値が検出限度の2以下のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜塩化水素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	0.005	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	過去の最大値が検出限度の2より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
41	総硬度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	過去の最大値が検出限度の2より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジエチルベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.0000002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.0000002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(100%)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.3	過去の最大値が検出限度の2以下のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.5	7.4	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5	過去の最大値が検出限度の2以下のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2	過去の最大値が検出限度の2以下のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3」~「No.47」[mg/L]、「No.51」~「No.52」[度]、「No.2」及び「No.48」~「No.50」[単位なし]

水質検査表

令和8年度水質検査計画

南大隈町北占川北2.2.6 南大隈町役場本所

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	判定基準	2023/10/01～ 3年間の最大値	理由	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	①	2検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)		
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されない	②	検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)		
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0005	0.0003	0.0003	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
5	ヒレネ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
9	亜鉛検査薬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.01	0.01	0.01	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
11	硝酸検査薬及び亜硝酸検査薬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.10	2.0	0.10	2.0	過去の最大値が検出限の②以下のため1年に4回の検査(水通法:4回/1年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.16	過去の最大値が検出限の②以下のため1年に1回の検査(水通法:1回/1年)
13	バリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
20	トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	0.000010	0.000005	0.000005	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)
22	塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
23	塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	0.01	0.005	0.005	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.01	0.005	0.005	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	0.02	0.01	0.01	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
28	総トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	0.02	0.01	0.01	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.006	0.003	0.003	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.006	0.003	0.003	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	0.018	0.009	0.009	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	0.016	0.008	0.008	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.10	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.10	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	20.0	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	20.0	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	30	過去の最大値が検出限の②より大きいため1年に4回の検査(水通法:4回/1年)
41	総硬度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	50	過去の最大値が検出限の②より大きいため1年に4回の検査(水通法:4回/1年)
42	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
43	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.6	0.3	0.3	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.5	5.8～8.5	5.8～8.5	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)	
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常でないこと	異常でないこと	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常でないこと	異常でないこと	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	1.0	0.5	0.5	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
52	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.4	0.2	0.2	過去の最大値が検出限の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3～No.47」[mg/L]、「No.51～No.52」[度]、「No.2及びNo.48～No.50」[単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名 南六郷町御占川北 花之木集会所施設

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	頻度(基準)	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	① 1/5 ② 1/10	2検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されない	① 1/5 ② 1/10	検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0005	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.0001	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
5	ヒレネ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.01	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	2.0	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
13	バリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
20	トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	0.00001	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
22	塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
23	クロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
32	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
33	亜塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	過去の最大値が検出限度の②以下のため1年に1回の検査(水通法:1回/1年)
41	硫酸根イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	過去の最大値が検出限度の②以下のため1年に1回の検査(水通法:4回/1年)
42	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
43	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(100%)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	過去の最大値が検出限度の②以下のため毎月検査(水通法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.5	-	過去の最大値が検出限度の②以下のため毎月検査(水通法:毎月)
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	過去の最大値が検出限度の②以下のため毎月検査(水通法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	過去の最大値が検出限度の②以下のため毎月検査(水通法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	過去の最大値が検出限度の②以下のため毎月検査(水通法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	過去の最大値が検出限度の②以下のため毎月検査(水通法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3~No.47」[mg/L]、「No.51~No.52」[度]、「No.2及びNo.48~No.50」[単位なし]」

水質検査表
令和8年度水質検査計画
南大瀬町根占橋別府 水枝谷公民館

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	判定	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	○	1検査回数の減少のため毎月検査(水通法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	○	検査回数の減少のため毎月検査(水通法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	○	検出されなし
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
5	ヒレネ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/1年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/1年)
13	バリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
16	2,4-ジクロロベンジジメチルアミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
20	トリクロロフルオロメタン(FCF3)及びペルフルオロカルボン酸(PFOA)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
22	塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
23	クロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
26	ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
28	総トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
31	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
32	テトラフルオロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
33	亜硝酸及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/1年)
41	総溶解性固形物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)
42	溶イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
43	ジエチルミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(100%)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)
52	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3~No.47」[mg/L]、「No.51~No.52」[度]、「No.2及びNo.48~No.50」[単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

南大瀬町根占橋別府 大瀬根

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	判定基準	2023/10/10～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	①	検査回数①の減り不可のため毎月検査(水通法:毎月)	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されない	②	検査回数②の減り不可のため毎月検査(水通法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	③	0.0005未満 過去の最大値が検出限の③以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	④	0.0001未満 過去の最大値が検出限の④以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
5	ヒレネ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	⑤	0.001未満 過去の最大値が検出限の⑤以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	⑥	0.005未満 過去の最大値が検出限の⑥以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	⑦	0.002未満 過去の最大値が検出限の⑦以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	⑧	0.004未満 過去の最大値が検出限の⑧以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
9	亜鉛総量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	⑨	0.001未満 検査回数⑨を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	⑩	0.1検査回数⑩を減らすことのできる項目ですがが危険性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
11	硫酸銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	⑪	0.15 過去の最大値が検出限の⑪以下のため1年に1回の検査(水通法:1回/1年)	
12	フッ素酸及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	⑫	0.1未満 過去の最大値が検出限の⑫以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
13	バリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	⑬	0.002未満 過去の最大値が検出限の⑬以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	⑭	0.005未満 過去の最大値が検出限の⑭以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	⑮	0.004未満 過去の最大値が検出限の⑮以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	⑯	0.002未満 過去の最大値が検出限の⑯以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	⑰	0.001未満 過去の最大値が検出限の⑰以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	⑱	0.001未満 過去の最大値が検出限の⑱以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	⑲	0.001未満 過去の最大値が検出限の⑲以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
20	トリクロロエチレン(1,1,1-トリクロロエチレン)及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	⑳	0.00001未満 過去の最大値が検出限の⑳以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	㉑	0.001未満 過去の最大値が検出限の㉑以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
22	塩化銅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	㉒	0.19 検査回数㉒を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	㉓	0.002未満 検査回数㉓を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	㉔	0.001未満 検査回数㉔を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	㉕	0.003未満 検査回数㉕を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	㉖	0.001未満 検査回数㉖を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	㉗	0.001未満 検査回数㉗を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
28	総トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	㉘	0.001未満 検査回数㉘を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	㉙	0.003未満 検査回数㉙を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
30	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	㉚	0.001未満 検査回数㉚を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	㉛	0.001未満 検査回数㉛を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	㉜	0.008未満 検査回数㉜を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年)	
33	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	㉝	0.1未満 過去の最大値が検出限の㉝以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	㉞	0.04 過去の最大値が検出限の㉞以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	㉟	0.03 過去の最大値が検出限の㉟以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	㊱	0.1未満 過去の最大値が検出限の㊱以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	㊲	14.6 過去の最大値が検出限の㊲以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	㊳	0.002 過去の最大値が検出限の㊳以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	㊴	6.4 検査回数㊴の減り不可のため毎月検査(水通法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	㊵	28 過去の最大値が検出限の㊵以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
41	硫酸銅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	㊶	143 過去の最大値が検出限の㊶以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:4回/1年)	
42	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	㊷	0.02未満 過去の最大値が検出限の㊷以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
43	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	㊸	0.000001未満 検査回数㊸の減り不可のため毎月検査(ただし、検出の発生が少ない時期を除きます)	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	㊹	0.000001未満 検査回数㊹の減り不可のため毎月検査(ただし、検出の発生が少ない時期を除きます)	
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	㊺	0.005未満 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を越えていない為、水通法施行規則第15条第1項第5号に基づき省略。	
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	㊻	0.0005未満 過去の最大値が検出限の㊻以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水通法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(100%)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	㊼	0.3未満 検査回数㊼の減り不可のため毎月検査(水通法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.5	㊽	7.0 検査回数㊽の減り不可のため毎月検査(水通法:毎月)	
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	㊾	異常なし 検査回数㊾の減り不可のため毎月検査(水通法:毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	㊿	異常なし 検査回数㊿の減り不可のため毎月検査(水通法:毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	1	4.2 検査回数1の減り不可のため毎月検査(水通法:毎月)	
52	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	2	1.2 検査回数2の減り不可のため毎月検査(水通法:毎月)	

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3～No.47」[mg/L]、「No.51～No.52」[度]、「No.2及びNo.48～No.50」[単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

南大湖町根占橋別府 八重公民館

水道施設名

項目

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	検出されないこと	検出されたこと	検出率	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	○	○	1検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	○	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	○	○	0.0003未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	○	○	0.00005未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	ヒレネ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	○	0.002未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	○	○	0.004未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	○	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	○	0.1検査回数を減らすことのできる項目ですが危険性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	○	○	0.08未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	砒素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	○	0.1未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	○	○	0.0002未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	○	○	0.005未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	2,4-ジクロロベンゼン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	○	○	0.004未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	○	0.002未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	トリクロロエチレン(1,1,1-トリクロロエチレン)及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	○	○	0.00005未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	○	0.001未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.5	○	○	0.05検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	○	0.002未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	○	○	0.015検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	○	0.004検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	○	○	0.004検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	○	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	○	○	0.024検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	○	0.008検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	クロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	○	0.008検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	○	○	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	○	○	0.008検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜硝酸態窒素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	○	0.01未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	○	0.02検査回数を減らすことのできる項目ですが安全確認のため1年に4回の検査
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	○	○	0.03未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	○	0.01未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	○	○	6.9過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	○	○	0.005未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	○	○	9.1検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	○	○	13過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
41	総硬度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	○	○	56過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/1年)
42	溶イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	○	0.02未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジエチルミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	○	0.000001未満 検査回数の減不可のため毎月検査(ただし繁殖の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	○	0.000001未満 検査回数の減不可のため毎月検査(ただし繁殖の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	○	0.005未満 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を越えていない為、水道法施行規則第15条第1項第5号に基づき省略。
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	○	○	0.0005未満 過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○	○	0.3未満 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	○	○	7.5検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	○	○	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	○	○	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	○	○	0.5未満 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○	○	0.2未満 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3~No.47」[mg/L]、「No.51~No.52」[度]、「No.2及びNo.48~No.50」[単位なし]」

令和8年度水質検査計画
南六郷町佐多辺9.2.1
水道施設名

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	判定	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	合格	2検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されない	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0003未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
5	ヒレネ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	検査回数減らすことのできる項目ですが危険性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
13	砒素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
16	2,4-ジクロロベンゾ酸及びその塩類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
20	トリクロロフルオロメタン(FCF3)及びハルゲン化トリクロロフルオロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
23	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
26	ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
29	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
30	クロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.008未満	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
33	亜塩化水素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
41	総硬度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/1年)	
42	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
43	ジエチル鉛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表
水道施設名
令和8年度水質検査計画
辺野浦防汚所

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	判定	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	○	55検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されない	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	○	0.0003未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	○	0.00005未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	ヒレ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.001未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.001未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.001未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	0.002未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	○	0.004未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	0.1未満 検査回数を減らすことのできる項目ですが危険性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	○	0.08未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	0.1未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	○	0.0002未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	○	0.005未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	○	0.004未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	0.002未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.001未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.001未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	トリクロロフルオロメタン(FCF3)及びパーフルオロ化合物(PFOA)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	○	0.000005未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.001未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.5	○	0.1未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	0.02未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	○	0.016未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	0.004未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジクロロメタノール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	○	0.005未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	○	0.02未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	0.007未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	クロロメタノール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	0.003未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブromoホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	○	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	○	0.008未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜硫酸及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	0.01未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	0.02未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	○	0.03未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	0.01未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	○	6.1未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40	○	0.005未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	○	7.9未満 検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	○	12過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
41	硫酸塩類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	○	41過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
42	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	0.02未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	0.000001未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	0.000001未満 検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(ただし、発生の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	0.005未満 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/5を越えていない為、水道法施行規則第15条第1項第5号に基づき省略。
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	○	0.0005未満 過去の最大値が検出限の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○	0.5検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	○	7.6検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	○	異常なし 検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	○	異常なし 検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	○	0.7検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○	0.2未満 検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3~No.47」[mg/L]、「No.51~No.52」[度]、「No.2及びNo.48~No.50」[単位なし]」

令和8年度水質検査計画
水質検査表
水道施設名 大泊瀬公民園駐車場

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	測定回数	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	0.0003未満	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数なし	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0003	0.00035未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	ヒレ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.001未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.5検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.5検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目ですが安全性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.03未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	バリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.1未満	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	2,4-ジクロロベンジジメチルアミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	トリクロロフルオロメタン(FCF3)及びトリフルオロメタン(POF3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	0.000010	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.010	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	0.010	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジクロロクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	0.001検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	0.02検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.006検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.010検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	0.001検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	0.003検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜塩化水素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去の最大値が検出限度の2より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
41	硫酸塩類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/1年)
42	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	漂白剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.4検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	7.7検査回数未満	検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.5未満	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)
52	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.2未満	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「1 No.1 [1/μL]」、「1 No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

令和8年度水質検査計画
南六郷町役場佐多支所
水道施設名

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	検出されな いこと	検出された こと	検出率 ① 1/5 ② 1/10	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100		検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0003未満	0.0003	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.0005	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005未満	0.00005	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
5	ヒレナ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	0.001	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	0.001	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002未満	0.002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004未満	0.004	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001未満	0.001	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
10	シアニドイオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.5	1.0	検査回数減少することのできる項目ですが危険性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08未満	0.08	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1未満	0.1	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002未満	0.002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005未満	0.005	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.05	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
16	2,4-ジクロロベンゾ酸及びその塩類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.04	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.02	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.01	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.01	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
20	トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)及びその塩類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	0.00005	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.01	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.15	0.15	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
23	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02未満	0.02	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.012	0.012	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004	0.004	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	0.001	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	0.001	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.02	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
29	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.006	0.006	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
30	クロロクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.019	0.019	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	0.001	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.008	0.008	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
33	亜塩化水素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.05	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:4回/1年)	
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.05	過去の最大値が検出限度の2より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)	
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.03	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.01	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8.1	29.9	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.05	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	200	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	300	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
41	総硬度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	500	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
42	遊イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/1年)	
43	ジエチルミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	3	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	5.8~8.5	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常でないこと	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常でないこと	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	5	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	2	過去の最大値が検出限度の2以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:毎月)	

注) 各検査項目の単位は、「1 No.1 [1/μL]」、「1 No.3~No.47 [mg/L]」、「1 No.51~No.52 [度]」、「1 No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表
令和8年度水質検査計画
浜原コミュニティセンター
水道施設名

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	検出された項目	検出濃度	検出回数	理由	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	検出された項目	0.0003	0.0006	2	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.0003	0.0006	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.0005	0.0010	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.001	0.002	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
5	ヒレ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.001	0.002	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.001	0.002	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.002	0.004	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.004	0.008	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.001	0.002	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.5	1.0	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.08	0.16	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.1	0.2	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
13	バリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.002	0.004	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.005	0.010	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.04	0.08	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.02	0.04	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.01	0.02	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.01	0.02	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.01	0.02	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
20	トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.00005	0.00010	0	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(8年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.01	0.02	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
22	塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.1	0.2	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
23	クロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.02	0.04	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.01	0.02	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:4回/1年)	
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.005	0.010	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:4回/1年)	
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.001	0.002	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:4回/1年)	
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.02	0.04	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:4回/1年)	
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.01	0.02	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:4回/1年)	
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.005	0.010	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:4回/1年)	
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.01	0.02	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:4回/1年)	
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.001	0.002	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:4回/1年)	
32	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.008	0.016	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:4回/1年)	
33	亜塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.01	0.02	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.06	0.12	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.03	0.06	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.0	2.0	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		200	400	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.05	0.10	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		200	400	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		300	600	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
41	総硬度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		500	1000	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/1年)	
42	溶イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.2	0.4	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
43	ジエチルミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.00001	0.00002	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.00001	0.00002	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.02	0.04	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.005	0.010	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		3	6	0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5.8 ~ 8.5		0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		異常でないこと		0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		異常でないこと		0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5		0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	
52	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2		0	検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)	

注) 各検査項目の単位は、「1 No.1 [1/μL]」、「1 No.3~No.47 [mg/L]」、「1 No.51~No.52 [度]」、「1 No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表
 令和8年度水質検査計画
 古里公民館

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	測定頻度	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	1回/1ヶ月	65検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	1回/1ヶ月	検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0005	0.0003未満(令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00005未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
5	ヒレ酸及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
10	シアニドイオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.01	0.001未満(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	0.5(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
16	ジ-1,2-ジブチルジメチルアミン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
20	トリクロロフルオロメタン(FCF3)及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.000010	0.000005未満(令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
22	塩化水素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	0.10(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
23	クロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	0.002未満(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	0.011(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.003未満(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
26	ジクロロクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	0.007(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	0.001未満(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	0.027(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.005(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	0.010(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	0.001(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
32	テトラフルオロエチド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	0.008未満(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
33	亜及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.01未満(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	9.6(検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月))
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	10(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
41	硫酸根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	70(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
42	遊イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
43	ジェオキシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001未満(検査回数減少することできない項目のため1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005(令和8年4月から新規施設のため。令和8年3月(3年間)まで1年に4回以上の検査(水通法:4回/1年))
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	0.4(検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月))
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	-	7.6(検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月))
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	異常なし(検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月))
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	異常なし(検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月))
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	0.5未満(検査回数減少のため毎月検査(水通法:毎月))
52	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	0.2未満(検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月))

注) 各検査項目の単位は、「I No.1」[7μL]、「I No.3~No.47」[mg/L]、「I No.51~No.52」[度]、「I No.2及びNo.48~No.50」[単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名 大中風通防詰所

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	判定	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	○	2検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されない	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0003	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	ヒレネ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	○	検査回数の減不可のため1年に4回の検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	砒素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	2,4-ジクロロベンゾ酸及びその塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	トリクロロフルオロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
32	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
33	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.4	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	○	検査回数の減不可のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7.3	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
41	総硬度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
42	遊イオン炭酸水素性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
43	遊イオン硫酸根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
44	遊イオン硝酸根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
47	有機物(全有機炭素(100%)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3~No.47」[mg/L]、「No.51~No.52」[度]、「No.2及びNo.48~No.50」[単位なし]」

令和8年度水質検査計画

島田体育館

水道施設名

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	判定基準	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	①	検査回数②の減り具合が毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数②	検査回数②の減り具合が毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0003	0.0005	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	0.00010	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	ヒレネ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	0.002	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	0.002	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	0.002	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.004	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.004	0.008	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	0.002	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	2.0	0.6検査回数②を減らすことのできる項目ですが危険性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	バリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.004	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.08	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.04	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.02	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.02	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	0.00010	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.02	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.02	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
23	クロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.04	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.009	0.018	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.008	0.016	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
26	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.02	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.001	0.002	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	0.2	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.06	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.06	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	0.18	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	0.16	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
33	亜塩化水素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去最大の検査回数②より大きく1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	過去最大の検査回数②以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	過去最大の検査回数②以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	13.7過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	過去最大の検査回数②以下のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
41	総硬度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	過去最大の検査回数②より大きく1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	遊イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオエミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.00002	過去最大の検査回数②以下のため毎月検査(ただし発生の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去最大の検査回数②以下のため過去1年間の検査結果が基準値の1/5を越えていない為、水道法施行規則第15条第1項第5号に基づき省略。
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.010	過去最大の検査回数②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.6	過去最大の検査回数②以下のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	0.1	過去最大の検査回数②以下のため毎月検査(水道法:毎月)
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	0.1	過去最大の検査回数②以下のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	0.1	過去最大の検査回数②以下のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.1	過去最大の検査回数②以下のため毎月検査(水道法:毎月)
52	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.4	過去最大の検査回数②以下のため毎月検査(水道法:毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1[1/μL]」、「No.3~No.47[mg/L]」、「No.51~No.52[度]」、「No.2及びNo.48~No.50[単位なし]」

令和8年度水質検査計画
 水道施設名 津津公民館

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	測定公差率 ① 1/5 ② 1/10	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	0.0003	1検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月) 検出されない検査回数の減少のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.0005	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.0005	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.0005	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	ヒレナ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアニドイオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.01	0.001未満 検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	2.0	0.1検査回数を減らすことのできる項目ですが危険性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1検査回数を減らすことのできる項目のため1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	2,4-ジクロロベンゾ酸及びその塩類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	トリクロロフルオロメタン(Trichlorofluoromethane)及びその塩類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00005	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
23	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	0.1検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	0.03	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	0.02	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	0.018	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	0.016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜塩化及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去の最大値が検出限度の②より大きいため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	過去の最大値が検出限度の②より大きいため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	過去の最大値が検出限度の②より大きいため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	0.005	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
41	硫酸塩類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
42	漂白剤(界面活性剤)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオエミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.000002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	0.000002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(100)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0.0003	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	0.2	0.3検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	0.0001	異常なし 検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	0.0001	異常なし 検査回数を減らすことができない項目のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0.005	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.0002	過去の最大値が検出限度の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)

注) 各検査項目の単位は、「1 No.1 [1/μL]」、「1 No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

南大瀬町佐多伊座敷5808-2(喜栄)

No	項目	令和8年度検査年度												基準値	判定	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	○	日検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されない	○	検査回数の減不可のため毎月検査(水通法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	○	検出された
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	○	検出された
5	ヒレ及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検出された
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検出された
7	ニッケル及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検出された
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	検出された
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	○	検出された
10	シアニド化合物イオン及び塩化シアニド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検出された
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	検出された
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	○	検出された
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	検出された
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	○	検出された
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	○	検出された
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	○	検出された
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	検出された
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検出された
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検出された
20	トリクロロエチレン(1,1,1-トリクロロエチレン)及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00005	○	検出された
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検出された
22	塩化ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検出された
23	クロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	検出された
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検出された
25	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	検出された
26	ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	○	検出された
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	○	検出された
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	○	検出された
29	トリクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	検出された
30	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	○	検出された
31	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	○	検出された
32	トリフルオロエチド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	○	検出された
33	亜塩化水素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	検出された
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	検出された
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	○	検出された
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	○	検出された
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	○	検出された
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	○	検出された
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	○	検出された
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	○	検出された
41	硫酸塩類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	○	検出された
42	溶イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	○	検出された
43	ジエチルミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	検出された
44	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	○	検出された
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	○	検出された
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	○	検出された
47	有機物(全有機炭素(100%)の種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○	検出された
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	○	異常でない
49	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でない	○	異常でない
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でない	○	異常でない
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	○	検出された
52	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○	検出された

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3~No.47」[mg/L]、「No.51~No.52」[度]、「No.2」及び「No.48~No.50」[単位なし]

別表3 令和8年度に水質検査を行う項目と頻度(原水)

水源名	レベル	原水40項目	指標菌検査	クリプトスポリジウム等	備考
北川内水源	3	1年に1回	毎月	3ヶ月毎に1回	-
針馬場水源	1	1年に1回	3ヶ月毎に1回	1年に1回	レベル1ではあるが、水質の安全性をより確実に確保する為指標菌・クリプトスポリジウム検査を行う。
浦水源	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	1年に1回	レベル2ではあるが、水質の安全性をより確実に確保する為クリプトスポリジウム検査を行う。
花之木第1水源	1	1年に1回	3ヶ月毎に1回	1年に1回	レベル1ではあるが、水質の安全性をより確実に確保する為指標菌・クリプトスポリジウム検査を行う。
馬洗河水源	1	1年に1回	3ヶ月毎に1回	1年に1回	レベル1ではあるが、水質の安全性をより確実に確保する為指標菌・クリプトスポリジウム検査を行う。
水枝谷水源	3	1年に1回	毎月	3ヶ月毎に1回	-
菅渡水源	1	1年に1回	3ヶ月毎に1回	1年に1回	レベル1ではあるが、水質の安全性をより確実に確保する為指標菌・クリプトスポリジウム検査を行う。
大鹿倉水源	4	1年に1回	1年に1回	1年に1回	高感度濁度計等施設整備済み。
二川水源	1	1年に1回	3ヶ月毎に1回	1年に1回	レベル1ではあるが、水質の安全性をより確実に確保する為指標菌・クリプトスポリジウム検査を行う。
大川水源	1	1年に1回	3ヶ月毎に1回	1年に1回	レベル1ではあるが、水質の安全性をより確実に確保する為指標菌・クリプトスポリジウム検査を行う。
佐多水源	4	1年に1回	毎月	3ヶ月毎に1回	-
熊之細水源	4	1年に1回	毎月	3ヶ月毎に1回	-
洞ヶ原水源	4	1年に1回	毎月	3ヶ月毎に1回	-
四谷水源	4	1年に1回	毎月	3ヶ月毎に1回	-
大中尾第1水源(予備)	4	1年に1回	毎月	3ヶ月毎に1回	予備水源ではあるが、通常水源として用いるため、レベル4の頻度で検査を行う。
大中尾第2水源	4	1年に1回	毎月	3ヶ月毎に1回	-
島泊第1水源	4	1年に1回	毎月	3ヶ月毎に1回	-
島泊第2水源	4	1年に1回	毎月	3ヶ月毎に1回	-
勝地水源(休止)	4	-	-	-	-
菖栄水源(休止)	4	-	-	-	-

【問い合わせ先】

南大隅町 建設課

〒893-2501 肝属郡南大隅町根占川北226番地

TEL 0994-24-3129(建設課直通)

FAX 0994-24-3119 (代表)

南大隅町原水 令和8年度サンプリング年間計画表

年度	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	1F	2F	3F	備考
	採水地点												
1	辺田水道 本山第1・第2水源 南大隅町根占辺田4654-1 大川配水池	指標値(定重セト)						0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)					水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
2	辺田水道 二川水源 南大隅町根占辺田1209-1 二川配水池	指標値(定重セト)						0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)					水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
3	根占中央地区水道 清水源 南大隅町根占川北5333 南谷配水池	指標値(定重セト) ※水質基準(40項目) +指標値(定重セト)						0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)					水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
4	根占中央地区水道 北川内水源 南大隅町根占川北789 上配水池	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
5	根占中央地区水道 針黒場水源	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
6	花之本水道 花之本水源 南大隅町根占川北8437-1 野ヶ原配水池	指標値(定重セト)						0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)					水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
7	花之本水道 馬洗河水源 南大隅町根占川北10621 野ヶ原配水池	指標値(定重セト)						0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)					水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
8	横別府水道 水林谷水源 南大隅町根占横別府5992-8 狐塚配水池	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
9	横別府水道 菅原水源 南大隅町根占横別府4599-1 大鹿倉浄水 場	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
10	横別府水道 菅原水源 南大隅町根占横別府4599-1 大鹿倉浄水 場	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
11	佐多中央水道 南大隅町佐多河津郷之郷 郷之郷浄水場 郷之郷水源	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
12	佐多中央水道 南大隅町佐多河津同ヶ原 同ヶ原浄水場 同ヶ原水源	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
13	佐多中央水道 南大隅町佐多四谷 四谷浄水場 四谷水源	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
14	佐多中央水道 南大隅町佐多同ヶ原 大中原第1浄水場 大中原第1水源	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
15	佐多中央水道 南大隅町佐多伊原郷 大中原第2浄水場 大中原第2水源	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
17	佐多中央水道 南大隅町佐多伊原郷 島泊浄水場 島泊第1水源	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
18	佐多中央水道 南大隅町佐多伊原郷 島泊浄水場 島泊第2水源	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)
20	佐多中央水道 佐多浄水場 佐多水源	指標値(定重セト)	指標値(定重セト)					0723297074.07 1077(原水)+指標 値(定重セト)	指標値(定重セト)				水質基準(40項目)+ 指標値(定重セト)

水質基準(40項目)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
指標値	10	17	10	10	17	10	10	18	10	10	17	10	149
別ア別サンプリング・リアルタイム	8	2	0	8	2	0	8	10	0	8	2	0	48
テトラクロエチレン	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3